

件名	愛媛県公害防止条例の一部を改正する条例
主管課	環境政策課
根拠法令等	瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第162号)
<p>【改正の概要】</p> <p>瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第162号）により、瀬戸内海環境保全特別措置法施行令から「みなし指定地域特定施設」が削除されたことから、愛媛県公害防止条例中の文言を改正するもの。</p> <p>【改正の内容】</p> <p>愛媛県公害防止条例第35条第2項等に規定されている「みなし指定地域特定施設」を「指定地域特定施設」に改正するなど関係条文を改正する。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	